

「東北文化の日」ポータルサイト構築及び運営・保守業務企画提案募集要領

この要領は、みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会(事務局：宮城県消費生活・文化課)が実施する「「東北文化の日」ポータルサイト構築及び運営・保守業務」を委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

(1) 案件名

「東北文化の日」ポータルサイト構築及び運営・保守業務

(2) 事業目的

みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会(以下「発注者」という。)では、東北圏域の特色ある文化資源の情報を総合的に発信することにより、地域文化に光を当て、東北全体の文化力の発揮を目指すとともに、文化施設を基点として圏域内外の交流人口の拡大を図ることを目的とし、平成 22 年度から毎年 10 月の最終土曜日とその翌日の日曜日を「東北文化の日」とし、10 月最終土曜日から 11 月最終日曜日までを事業実施期間として東北の文化施設・文化行事に関する情報を一体的に発信する「東北文化の日」推進事業を実施している。

参加施設・行事への誘客をより一層促進するため、「東北文化の日」ポータルサイトを構築し、「東北文化の日」の認知度を向上させ、効果的に情報発信を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 事業費(委託上限額)

金 2,500,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(6) 履行場所

宮城県内

2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。
- (2) 県内に活動の拠点(本社又は営業所等)を有していること。
- (3) 本事業の募集開始時から企画提案書提出時までの間に、県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(令和 2 年 4 月 1 日施行)」に掲げる資格制限要件に該当する者でないこと。
- (4) 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 「宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成 20 年 11 月 1 日施行)」の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは

- 再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (9) 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (10) 本業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- (11) 上記（1）から（10）までを満たす 1 事業者を代表とする複数事業者による共同提案による応募も可能とするが、その場合は全事業者が上記（1）から（10）までを満たさなければならない。また、発注者は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の共同提案者については、代表者との委託契約（発注者との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

3 スケジュール及び応募手続

- (1) 企画提案募集に関する公告【令和 8 年 4 月 24 日（金）】
県出納局契約課及び県環境生活部消費生活・文化課のホームページに掲載する。
- (2) 質問の受付開始【令和 8 年 4 月 24 日（金）】
本業務に関する質問がある場合は、質問書（様式第 1 号）を電子メールで提出すること。
なお、口頭及び電話による照会や受付期間外の質問は受け付けない。
- (3) 質問書の提出期限【令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 5 時】
- (4) 質問への回答期限【令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 5 時】
質問への回答は、E-mail による一斉送信により行う。ただし、質問又は回答の内容が質問者の企画提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。
- (5) 企画提案への参加申込期限【令和 8 年 5 月 20 日（水）午後 5 時】
企画提案への参加を申し込む場合は、次の書類を電子メールで提出すること。
なお、郵送や FAX による申込は受け付けない。
ア 参加申込書（様式第 2 号）
イ 宣誓書（様式第 3 号）
- (6) 企画提案書の提出期限【令和 8 年 5 月 27 日（水）午後 5 時】
企画提案者（以下「提案者」という。）は、企画提案書を電子メールで提出すること。件名を「「東北文化の日」ポータルサイト構築及び運営・保守業務 企画提案書」とし、電話にて宮城県環境生活部消費生活・文化課文化振興班宛てに受信確認を行うこと。
セキュリティやファイル容量の都合等により、送信が困難な場合は宮城県環境生活部消費生活・文化課文化振興班宛てに連絡すること。なお、押印が必要な書類は、押印の上、その写しを PDF

形式で提出すること。押印した原本はプレゼンテーション審査の際に提出を求めるのでそれまで保管すること。

なお、企画提案書の構成については5を参照すること。

(7) 書類審査（提案者が3者を超えた場合に限る）【令和8年5月29日（金）】

提案者が3者を超えた場合は、プレゼンテーションに先立ち企画提案書による書類審査を実施し、上位3者を選定する。

なお、選定結果は当日中に全ての提案者に通知する。また、この場合、(7)のプレゼンテーションは当該3者のみ実施する。

(8) 選定委員会の開催（プレゼンテーションの実施）【令和8年6月3日（水）】（予定）

提案者は、「東北文化の日」ポータルサイト構築及び運営・保守業務」プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案に関するプレゼンテーションを実施すること。

なお、選定委員会については6の(3)を参照すること。

(9) 選定結果の通知【令和8年6月上旬】

(10) 見積合わせ【令和8年6月上旬】

(11) 契約締結【令和8年6月中旬】

(12) 業務開始【令和8年6月中旬】

ポータルサイト構築：契約締結日～令和8年8月19日（水）

ポータルサイト運用・保守：令和8年8月19日（水）～令和9年3月31日（水）

4 書類の提出先

みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会事務局（宮城県環境生活部消費生活・文化課文化振興班）

メールアドレス：geijutuginga@pref.miyagi.lg.jp

5 企画提案書の構成

企画提案書は、ページ付きの日本産業規格A4版、ファイル形式はPDFとし、次の内容、順序で作成すること。

(1) 表紙

「業務名」、「事業者名」、「事業所等所在地」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

(3) 本文

ア 提案者の概要

イ 業務実績

類似業務の実績について、概要や件数等を記載すること。

ウ 業務の実施体制

各業務の概要、責任者の職・氏名や役割のほか、従事する人数等を記載すること。

エ 業務全体の流れ・スケジュール

オ 仕様書中「5 業務委託内容」に記載された業務内容に関する企画提案

カ その他効果が期待できる独自の提案

事業費の範囲内において、提案者が有する技術・ノウハウ・リソース等を活用し、ポータルサイトへの流入を増やす独自の提案があれば記載すること。

キ 概算見積書

直接経費及びその他諸経費について、数量・単位・単価による内訳や積算根拠を明記すること。

なお、業務委託候補者（以下「候補者」という。）として選定された場合に、当該見積書の金額で契約することを約するものではない。

6 評価・選定方法等

(1) 契約予定者の選定

選定委員会において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した者1者を契約予定者として選定する。

(2) 評価・選定方法

ア 選定委員会において、各委員は、審査基準に基づき、企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）への採点評価を行う。

イ 提案者の評価は、評価基準（評価項目及び評価の視点）及び評価項目ごとに設定された配点により行う。

ウ 候補者は、各委員の評価点を合計し、満点の6割以上となった提案者の中から選定する。

エ 各委員が評価点の高い順に順位付けをし、1位をつけた委員の数が最も多い提案者を候補者として選定する。

オ 前項において「1位をつけた委員の数が最も多い提案者」が複数いる場合は、この中から「各委員による評価点の総計が最も高い提案者」を候補者として選定する。

カ 前項において「各委員による評価点の合計が最も高い提案者」が複数いる場合は、委員間の協議により候補者を選定する。

キ 提案者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち企画提案書による書類審査を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。当該3者の中から、企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により候補者を選定する。

ク 提案者が1者のみであった場合は、各委員の評価点を合計し、満点の6割以上となった場合に、候補者として選定する。

ケ 選定に当たり疑義が生じた場合は、委員間で協議の上、候補者を選定する。

(3) 書類審査の開催

ア 開催日時

令和8年6月1日（月）

イ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、「7 評価基準・配点」に基づき審査し、上位3者を選定する。採点評価・順位付けは（2）ア～カに規定する方法に準ずる。

ウ 審査結果の通知

全ての応募者に対し、当日中に選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程を併せて通知する。

なお、書面審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対し選定委員会の日程及び会場を書面にて通知する。

(4) 選定委員会の開催

ア 開催日時

令和8年6月3日(水)(予定)

イ 開催場所

宮城県行政庁舎内会議室

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

ウ 提案者によるプレゼンテーション

(ア) 出席者は1提案につき3名以内とする。

(イ) 1提案者当たりの持ち時間は20分以内(説明10分、質疑応答10分)とし、発注者が別途指示する時間から順次、個別に行うものとする。

(ウ) 企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配付や資料の差し替え等は認めない。

(エ) プレゼンテーション会場には、事務局がプロジェクター又はモニター及びHDMIケーブルを用意するので、提案者はパソコンを持参して説明する。

(オ) 天災等により参集が困難となった場合は、書類審査又はその他の形式により選定を行う。なお、この場合の実施方法については別途通知する。

(カ) 審査終了後は、選定委員会に参加した全ての応募者に審査結果を速やかに通知することとし、選定結果については、後日宮城県環境生活部消費生活・文化課ホームページにて公表する。

7 評価基準・配点

次の審査項目及び配点（合計 100 点）により行うものとする。

審査項目	配点	審査の視点
業務実績	10	類似業務の実績に関する内容・件数はどうか。
実施体制	10	円滑な業務遂行に向けた実施体制（役割、従事する人数等）は適切か。
業務全体の流れ・スケジュール	10	業務全体の流れやスケジュールは適切か。 実行可能な計画となっているか。
業務別の内容 （1）機能要件 （2）デザイン （3）本サイトの運用支援	40	仕様書に記載された機能要件を満たし、実現可能な提案となっているか。 高齢者や障害者の利用に配慮し、ウェブアクセシビリティを確保しているか。 提案された各ページのデザインは、参加施設・行事の魅力や情報を分かりやすく伝えることができるものとなっているか。 コンテンツマネジメントシステム（CMS）の構築のユーザーマニュアル作成、問い合わせ先の設置等、本サイト運用のサポート体制は十分な内容になっているか。 障害発生時の対応について、検討されているか。
独自提案による企画の実施	10	提案者の有する独自の技術・ノウハウ・リソース等が有効に活用し、事業効果を高める提案がされているか。
事業経費	20	提案内容に対して、費用見積の内容は妥当か。 ランニングコストの費用見積の内容は妥当か。

8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- （1）提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- （2）本募集要領等に従っていない場合
- （3）選定委員会におけるプレゼンテーションに参加しなかった場合
- （4）同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- （5）企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
- （6）民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- （7）発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- （8）故意に委員に接触した場合

9 その他

- (1) 提出された書類は、原則として、提出後の差替、変更及び取り消しは認めない。
- (2) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本事業により得られた成果は、全て発注者に帰属するものとする。
- (4) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。
- (5) 本業務の実施に当たり、候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、具体的な業務内容や進め方等については、県と候補者で協議の上、決定するものとする。
- (6) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。
- (7) 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。
- (8) 選定結果に関する質問等には一切応じない。

(様式第1号)

「東北文化の日」ポータルサイト構築及び運営・保守業務に係る質問書

質問者	事業者名	
	連絡先	担当者名 TEL E-mail
質問内容		

- 電話や口頭での質問は受け付けない。
- 送付先: みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会事務局 (宮城県環境生活部消費生活・文化課文化振興班)
メールアドレス: geijutuginga@pref.miyagi.lg.jp

(様式第2号)

「東北文化の日」ポータルサイト構築及び運営・保守業務企画提案参加申込書

年 月 日

みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会
会長 村 井 嘉 浩 殿

所在地
事業者名
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 応募事業者等の概要

事業所等所在地	〒		
	TEL		
事業者名	(フリガナ)		
設立年月日			
業種			
従業員数	人		
代表者職名・氏名			
主な事業内容			
担当者部署名		担当者名	
担当者電話番号		E-mail アドレス	

2 添付書類

- ・宣誓書 (様式第3号)

(様式第3号)

「東北文化の日」ポータルサイト構築及び運営・保守業務企画提案宣誓書

年 月 日

みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会

会長 村 井 嘉 浩 殿

所在地

事業者名

代表者氏名

「東北文化の日」ポータルサイト構築及び運営・保守業務への応募にあたり、「東北文化の日」ポータルサイト構築及び運営・保守業務企画提案募集要領の2に規定された応募資格を全て満たし、本業務を的確に遂行するに足りる能力を有していることを宣誓します。